

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

我が国に在留する外国人数は、平成2年末の1,075,317人（総人口の約0.87%）から平成26年末の2,121,831人（総人口の約1.7%）へと、この20数年間でおよそ2倍に増加しています。

日本に在住する外国人の数は、リーマンショックや東日本大震災等の影響により一時減少していたものの、平成25年末から増加に転じ、平成26年にはほぼリーマンショック前に戻っています。また、在留資格「永住者」を取得して日本に滞在している外国人の数は年々増えており、定住化が進んでいます。

また、香川県内における在留外国人数も、平成26年末現在で8,946人と、平成2年末に2,361人であった20数年前と比較すると約3.8倍に増加しています。この間の香川県の人口減少により、在住する外国人の割合は平成2年末には0.23%であったのが、平成26年末には0.91%となり、県民100人に1人が在住外国人となりつつあります。

こうした在住する外国人数の増加は、全国各地域で同様の傾向があります。経済のグローバル化及び少子高齢化、人口減少によって、外国人労働者の増加は不可避との予測もあり、人の国際移動がさらに活発化し、国境を越えた定住の多様化が進みつつあることなどから、今後も外国人が増加していくことが予想されています。

こうした中、労働者政策や在留管理だけでなく、従来の外国人支援の視点を超えて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくような「多文化共生」の地域づくりの推進のため、様々な施策が実施されてきました。

本県でも、一部を除いた市町や市町国際交流団体などでは、ごみの分類方法などの生活情報を取りまとめた冊子の配布、ホームページの多言語表示、外国人も参加できるイベントの実施などの生活支援事業を行っているほか、（公財）香川県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）が実施している通訳等ボランティア派遣事業や人権・法律相談、県下の各警察署で開催している防犯交通教室、教育委員会が外国人児童生徒向けに学校生活等についてまとめた資料の作成など、外国人住民をサポートするさまざまな事業が各団体において実施されています。

また、近年、日本各地で頻発する地震、台風、記録的な大雨、洪水などの自然災害により防災意識が高まる中、外国人住民を災害弱者としないための取組として、県では、各市町や関係団体を対象とした「災害時における外国人の支援対策研修」やボランティアを対象とした「災害時多言語支援センター」の開設訓練、外国人住民を対象とした防災訓練を実施するなど、外国人住民を含めた防災対策に取り組んでいます。

これらの事業は、本県に住むすべての外国人住民が、安心して豊かな暮らしを営むことができるよう、行政サービスの提供や生活面でのサポート事業の実施と促進のために取り組んでき

ました。

しかし、こうした事業は外国人住民の満足をまだまだ十分に得られるものではなく、今後一層、国や県、各市町や関係団体などが連携し、県民も参画した全県的な対応が必要です。

今後ますます増加し、多様化していくことが予想される在住外国人との共生が全国的に大きな課題としてクローズアップされる中、地域における「多文化共生」は、「国際交流」や「国際協力」と並ぶ第三の柱として、活力ある地域の国際化を一層推し進めていくうえで、積極的かつ総合的な対策が必要とされます。

※外国人の数は、「在留外国人数」（法務省：平成26年末現在）に掲載されている統計値を使用した。

(2) 策定の趣旨

総務省では、平成17年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地方自治体が地域において多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組についての報告書を取りまとめました。そして、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方の多文化共生の取組に対し、積極的に支援していく方針を定めています。また、平成21年7月に外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行や外国人技能実習生制度の変更に関する法律を公布するなどし、在住外国人を取り巻く環境整備を行っています。

こうした中、急激な経済状況の変化に伴い、日本国内では技能実習生に対する不当な賃金支払いや、外国人の受入制度による問題、また住居、教育、医療等さまざまな分野で問題を抱えています。しかしながら長期的にはグローバル化の進展や少子化の進行等による人口減少が進むにつれて、外国人の受入はさらに増加するものと考えられます。

外国人住民が日本の社会の中で安心して生活していくためには、外国人の労働環境等、国の各制度の見直しも必要ですが、地域住民、納税者の一人として外国人にも日本人と同様の公共サービスを提供する役割を担う地方公共団体や、地域における草の根交流の担い手であるさまざまな国際交流団体などの果たす役割も大きいと言えます。

そして、何よりも重要なのは、多文化共生の真の担い手である住民一人ひとりが、「国籍や民族、文化などの違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」です。

一方で、外国人自身も住民の一人として守るべきルールや義務を果たしながら地域社会に溶け込む努力をしていく必要があります。

このように、地域の人々が一丸となって、世界に開かれた地域づくりを進めていくことは、県や地域全体の活性化や地域産業・経済の振興にもつながるとともに、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨にも合致するものです。

さらに、多文化共生のまちづくりを進めることは、地域住民の異文化への理解力の向上や異文化コミュニケーション力を備えた若い世代の育成を図ることとなるほか、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなります。

このため本プランでは、本県における外国人住民を対象としたこれまでの施策の現状を整理・分析し、「かがわ多文化共生推進プラン（仮称）策定委員会」での議論を踏まえながら、

幅広い分野における多文化共生に向けた基本的考え方や具体的な施策を掲げました。

なお、策定に当たっては、今後5年間を対象とした短期的なプランであることや、どの自治体においても極めて財政状況が厳しい中で、より高い実効性を確保するために、創意工夫やボランティアの皆さんの協力などにより実現の可能性が高いと思われる施策を中心に取りまとめています。

2 プランの位置づけ

平成28年度からの新たな香川づくりの指針としての「新・せとうち田園都市創造計画～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～」を上位プランとし、県政モニター調査や県内在住の外国人住民に対するアンケート調査及びその分析を経て策定するものです。

具体的には、同プランの第6章51（表1）に掲げた施策を、県内の外国人住民の実態に合わせて、総合的に進めていくための基本的な考え方と県及び県国際交流協会などが実施主体となる具体的な施策を示すものです。

（表1）

「新・せとうち田園都市創造計画	
～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～」（平成28～32年度）	
第6章 施策体系	
基本方針	3 笑顔で暮らせる香川
分野	16 活力ある地域づくり
施策	51 国際化の推進
現状と課題	
取組みの方向	
	1 国際交流・国際協力の推進
	2 外国人住民とともに暮らす香川づくり

3 プランの期間

「新・せとうち田園都市創造計画～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～」の終期である平成32年度までに実施すべき今後5年間の施策を取りまとめています。